

兵庫県信用組合

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業取得率を次の水準以上にすることを目指します。

男性職員・・・取得率を50%以上にすること

女性職員・・・取得率100%を維持すること

【対策】

- 育児に関する情報や相談窓口を設け、職員が安心して育児休業を取得できるよう支援します。（相談窓口：人事部 078-391-6313 担当：小室・須藤）
- 子どもが産まれる職員のうち希望者に育児休業制度について説明します。
- 令和7年4月より出生時育児休業（産後パパ育休）のうち5日間を有給にする制度を導入します。

目標2：令和12年3月までに、職員全員の所定外労働時間を1人あたり年間24時間未満とします。

【対策】

- ノー残業デーを実施し、所定外労働時間の削減を図ります。

目標3：子どもを育てる職員が就業を継続し活躍できる環境を整備します。

【対策】

- 小学校第3学年修了までの子を養育する職員が利用できる短時間勤務制度の利用促進を図ります。
- 育児休業からの職場復帰時の希望者に柔軟な働き方を実現するための措置について説明します。

目標4：年次有給休暇取得促進のための措置を実施します。

【対策】

- 連続休暇制度取得率100%を維持します。
- 令和7年4月よりミニ休暇制度を導入し、有給休暇取得促進を図ります。